

## 平成24年度第2回多治見市介護保険運営審議会議事録

日 時：平成25年2月7日（木）

13:30～14:50

場 所：多治見市役所 5階第1会議室

出席： 井澤吉英委員、石川敏幸委員、井出美穂委員、小池恭子委員、竹本紀明委員  
田中勇治委員、仲西直治委員、長谷川洋子委員、坂野景子委員、日野由起子委員  
山中克仁委員（50音順）

欠席： 井澤賢禄委員

事務局： 渡辺福祉部長

（高齢福祉課）柳生課長、熊田リーダー、三宅、大畑

課長

定刻となりましたので、ただ今から平成24年度第2回多治見市介護保険運営審議会を開催します。本日は、大変お忙しいところ、また寒い中お集まりくださいまして誠にありがとうございます。

私は、議事に入るまで司会進行をいたします高齢福祉課長の柳生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、この会議は、多治見市情報公開条例第23条により公開としますのでご了承ください。

会議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

『 会議次第

（資料1）指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の制定について

（資料2）多治見市地域密着型介護老人福祉施設整備・運営法人決定について

（資料3）平成24年度介護給付費決算見込額について

（資料4）指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例の独自基準について

（資料5）平成25年度介護保険事業特別会計予算（案） 』

なお、あらかじめ会長さんの席には、市長からの諮問書を置かせていただいております。また、審議会の議事録については事務局で取りまとめの上、委員のみなさまにご確認をいただいた後、委員名は公表せずホームページで公開させていただきます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、はじめに事務局から3件報告をさせていただいた後、2つの議案についてご審議いただきたく予定としております。

それでははじめに、福祉部長より挨拶を申し上げます。

福祉部長

福祉部長の渡辺でございます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。また、日頃は福祉行政について格別なるご協力をいただきまして誠にありがとうございます。今年度は、第5期介護保険事業計画の1年目で、介護保険料が前期よりも上昇したため、問い合わせが殺到するものと考えていましたが、広報等による事前の周知を行った効果があったのか、苦情等が驚くほど少なかったという印象がありました。また、第5期計画については概ね順調に進んでおりまして、後ほど事務局からの報告にもありますように、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）を運営する2つの法人が公募により決定しました。一方で課題もありまして、介護給付費が予想以上に膨らんでおります。12月議会において、4億円程の介護給付費の増額補正を行っておりまして、給付費予算総額は70億円強となりました。給付費のなかでも居宅介護サービス、とりわけ「訪問介護」と「通所介護」が大きく増加しています。その要因として3つのことを考えています。1つは、事業所が増えたこと、2つ目は、平成24年度の報酬改定

により時間区分が変更され、短時間で効率的なサービスの提供が可能となったため、一人当たりの給付費は減少するものとして計画を立てていましたが、実際はそれほど短縮されていないということ、3つ目として、サービス付高齢者向け住宅の普及が進んでおり、多治見市外の方がそちらに入って介護サービスを利用した場合に、住所地特例という扱いがなかなかできず、給付費の負担は多治見市になってしまう、ということがあると考えています。いずれにしても、保険者としての市の責任は、今後、事業者や被保険者に向けて、介護給付費の抑制についてきちんと説明をしていかなければならないことだと考えています。本日は、そういったことも含めまして、貴重なご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

課長

それでは、報告事項に入ります。はじめに、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の制定について」、事務局から説明します。

事務局

—資料に基づき説明—

課長

ただいまの報告事項について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

会長

これは既に決定されたものということですのでよろしいですね。

課長

平成 24 年 9 月議会に上程して議決されたものの報告になります。また後ほどでも結構ですので、ご意見等ありましたらよろしくお願い申し上げます。それでは続いて報告事項 2「多治見市地域密着型介護老人福祉施設整備・運営法人決定について」、事務局から説明します。

事務局

—資料に基づき説明—

課長

ただいまの報告事項について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

それでは次に、報告事項 3「平成 24 年度介護給付費決算見込額について」、事務局から説明します。

事務局

—資料に基づき説明—

課長

ただいまの報告事項について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。また後ほどでも結構ですので、ご意見等ありましたら承りますのでよろしくお願いいたします。

報告事項は以上となりますので、この後の進行は会長をお願いしたいと思います。

会長

それでは、これより審議に入りますので、ご意見等ありましたらしっかりと発言いただきますようお願いいたします。はじめに、議題 1「指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例の独自基準について」、事務局から説明願います。

事務局

—資料に基づき説明—

会長

最後に説明のあった行政手続法による手続きというのはどういうものですか。どこがそれを執行して、どの程度の効力があるのですか。

事務局

指定の審査基準になりますので、もしも暴力団員等がいた場合には、指定をしないということになります。

会長

指定をした後で暴力団員等がいることが分かった場合はどうなりますか。

事務局

指定を取り消すことになります。

会長

取り消した場合、それまでにその法人に対して出されたお金はどうなるのですか。どの程度の規制がかかるのかということをお聞きしたい。審査が通って実際に運営を開始した後に、役員等に暴力団員等が入ってきた場合に何らかの手を打つことができるのでしょうか。

事務局

申請をする際には、名簿を提出してもらいます。その名簿について警察に問い合わせを行い、その時点で分かれば最初から指定はしないことになります。仮に指定した後で発覚した場合は指定の取り消しを行い、多治見市としてはその事業を認めないことになります。

会長

指定をした法人に対しては補助金が出ていると思いますが、そのお金はどうなるのでしょうか。

事務局

施設を整備するための補助金が出ている場合については、返還命令をすることになります。

会長

行政処分ということですね。その辺がしっかりしていないとどんな立派な条文も絵に描いた餅になってしまいます。

委員

例えば、地域密着型事業所として指定を受けている事業所が、従業員として暴力団員

等を雇ってしまったような場合にはどうなるのでしょうか。

会長

知らなかったような場合が想定されます。従業員として雇っていた者について、警察から指摘があり暴力団員等であることが分かった場合に、事業者としてはどのようなペナルティーを受けることになるのか、ということですね。

委員

そういうことです。

会長

意図的ではないがそのような事態が起きた場合にはどうなってしまうのか、というご質問です。

事務局

まだ具体的にどのような扱いとするのかは決めていませんが、今後従業員についての取り扱いも基準として定めていくことになります。暴力団関係者であるような場合は、警察に問い合わせをするとすぐに分かるようなので、雇用する前に警察への確認を行うこと、というような扱いとする可能性もあります。

委員

この議案は、「指定に関する基準等を定める」となっていますので、指定後のことに関しては何の制限もできないのではないのでしょうか。これはあくまでも指定に関しての基準であって、指定して実際に運営を開始した後のことについては別の定めによることとなるかと思えます。仮に、指定の時に従業員のことまで言及するとなると、指定の際に従業員のリストを提出するということになると思いますが、そんなことは無理ですからね。この独自基準はあくまでも指定の際の役員等にかかる基準だと思えますがいかがでしょうか。

事務局

はい、今回の提案については指定の際の役員等に関してのことであり、従業員のことに関しては現時点では具体的な検討をしていません。

会長

どの法人でも指定を受けてから従業員を募集することになると思えますので、指定の段階では従業員まで言及することはできないと思えます。

事務局

従業員に関しては今後検討していくことになりますが、例えば、従業員を雇う上では雇用契約を結ぶことになると思いますが、その契約の中に、暴力団員ではない旨の文言を入れるなどして、それでも暴力団員等がいた場合には、指定を取り消す、というようなことも考えられるかと思えます。

委員

指定を取り消す、ということを簡単に言われますが、実際に事業を運営している側にとっては大変なことだと思います。

委員

これは、暴力団関係者が経営をして暴力団にお金が出るのを排除するものなのか、暴力団員だった人が従業員として存在していることをも排除するものなのか、どちらでしょうか。

事務局

暴力団員等が経営者であって暴力団にお金が出ることを排除するものです。従業員については、現在暴力団員でなければ雇用しても構わないものとする予定です。

委員

現在暴力団員であっても、自分の生活のために働いており暴力団にお金が出ていなければ良いのでしょうか。

事務局

自分の生活のために働いているか否かの判断は難しいため、現在暴力団員である者を雇用することは否とする予定です。

会長

今もたくさん質問が出ているように、従業員の部分については、曖昧なかたちで作ってしまうと、かえって混乱を招くことになると思うので、しっかりと煮詰めていただきたいと思えます。

事務局

今回は、条例の中に、「法人の役員等に暴力団員等がないこと」を加えることについてご審議いただきたいと思えます。

会長

それでは、従業員のことに関しては除いて、「役員等」に絞ることにします。いかがでしょうか、役員等に関する部分については特にご意見はなかったように思いますが、みなさんよろしいでしょうか。

このことに関しては問題ないと思えますが、先ほどから意見がありますように、従業員のことなど細かい部分に関してはしっかりと検討していく必要があるかと思えます。それでは、ただいま審議しました指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例の独自基準についてご異議はありませんか。

—全員異議なし—

異議なしということで、この案について諮問のとおり答申したいと思えます。

それでは、次の議題に入りたいと思います。議題2「平成25年度介護保険事業特別会計予算（案）について」、事務局から説明願います。

事務局  
会長

—資料に基づき説明—

ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等がありましたらよろしくお願います。

委員

先ほどの報告でもありましたように、平成24年度の介護給付費決算見込み額は約69億円で対前年108%程となるようであり、来年度の予算額もそれに近い伸び率となり、平成26年度は80億円ほど、そして、いわゆる団塊の世代がすべて65歳以上となる2015年には90億円にも届くようなことになるかと思えます。このご時勢の中、他の業種で7、8%の伸びを見せる産業はなかなかないと思えますが、介護給付費については今後費用が膨らんでいく一方だと思えます。これはなかなか答えが難しいことかと思えますが、多治見市の介護給付費はどこまで膨らんでも大丈夫なのでしょうか。

会長

大事なご質問だと思います。2015年問題が盛んに言われているように、今後介護給付費がどんどん増えていくのが目に見えている状況になっています。介護というのは手厚くやればやるほど良いのですが、その分だけ当然お金がかかります。その兼ね合いだと思います。介護は大事けれどもそれにはお金がかかるので、バランスを上手くとらないと、破綻してしまいます。

通所サービスの事業所やサービス付高齢者向け住宅には認可が下りてどんどん増えています。増えれば当然給付費も増えていきます。それがすべて多治見市民のためになっていけばいいのですが、他市の方が高齢者向け住宅に入居されたような場合には、他市の方のために給付費を使わなければならないこととなります。このような事業所の認可というのはどのようになされているのかということについてお聞きしたい。認可に関して何らかの基準があるのかないのか、なければこういった施設がこれから増えていく一方で給付費については大変なことになってしまうと思えます。

事務局

会長さんのおっしゃるとおり、事業所が増えればそれに比例して給付費も増えていきます。多治見市において設置の可否をコントロールできるのは地域密着型サービス事業所についてのみとなっています。その他の事業所については、県に申請をして許可が下りれば設置可能となります。市としてはストップをかけることができないというのが現状です。この現状の下、介護を必要とする人もどんどん増えてきており、今の制度のままでは、年々8%程の勢いで伸び続けていってしまうものと捉えています。そのような状況の中、市として何ができるのかを考え、介護予防事業に力を入れることなどをしていかないと、介護給付費が上がるのを見ているだけという状況になってしまうと捉えています。

会長  
事務局

県のほうでは認可に関して何か基準があるのでしょうか。

それぞれの事業所としての要件を満たしていれば許可するもので、地域性というものはあまり考慮されないと思えます。多治見市は事業所が非常に増えてきていることもあるため、保険者として、給付費の抑制策というのもしっかりとやっていかなければならないと考えています。介護事業者に対して給付費の状況を伝え、余分なサービス利用をすることがないように訴えていくこともそのひとつであると考えています。また、介護保険制度そのものの改正にも期待しています。軽度者の自己負担割合を上げるなどの案が出ていますが、いずれにしても、今の制度のままでは今後立ち行かなくなってしまうのではないかと危惧しています。保険料についても、今計画期間の運営状況次第では、次期計画において大幅にアップせざるを得なくなってしまうと思います。根本的な法改正を望んでいます。会長のおっしゃる事業所の件に関しては、これといった制限がないというのが現状です。

会長

近隣の市町村と比較して多治見市にできる事業所が突出して多いような気がしますが、いかがでしょうか。土岐市や可児市、県は違いますが春日井市や瀬戸市などと比較して、多治見市で開設される事業所が多いと思えますが何か要因があるのでしょうか。特段土地が安いとかいったこともないと思えますが、多治見に集中してできる理由が何かあるのでしょうか。

委員

多治見がいいんだと思えますよ。

事務局  
会長 東濃の核となる場所だということもあるかと思いますが。  
ただ、中濃においては、このように集中して事業所ができていような市は特に聞かないような気がします。何故多治見だけなんだろうって気がしています。いかがでしょうか。

事務局  
会長 明確な理由というのはちょっと掴めていません。  
被保険者が増えていくのは仕方がないと思いますが、介護事業所がどんどん増えていくとその分費用が嵩んでしまうと思うので、それほど増やさないという努力も必要なのではないかと思います。そうしないと、結局は市民の負担増となってしまうと思います。

委員 先ほど報告でもありましたように、地域密着型サービス事業者や特養などの施設については、市において計画を立てることができませんが、厚生労働省とは別に、国土交通省が管轄しているのがサービス付高齢者向け住宅であり、基本的には自由競争であるため、規制をすることはできないと思います。

会長  
事務局  
会長  
委員 多治見市には今サービス付高齢者向け住宅はどのくらいあるのでしょうか。  
今現在5つあります。新たに2つできる予定も聞いています。  
多いですね。

事務局 設置を許可している県の担当者に聞くと、県としては、市の意見を聞いて市がいいよと言わないと設置することはできないという解釈だと思います。県が許可を出す前に市に対して事前通知をして市の意見を求めた上で許可を出していると聞いていますが。

事務局 実際は、建物ができてしまってから通知があるというのが実情です。  
サービス付高齢者向け住宅については、住宅政策の一環です。以前の高齢者専用賃貸住宅や高齢者向け優良賃貸住宅が一本化されたものであり、多治見市役所の場合は都市計画部の所管となっています。設備のほか見守りと生活相談サービスを備えていればサービス付高齢者向け住宅として認められることになります。

委員 この場には医療や介護に携わっておられる方が多いのでよくお分かりかと思いますが、介護給付費が膨らんでいるというマクロな話を市民の方にも分かってもらわないといけないと思うのですが、実際に介護の必要な方が目の前にいるというミクロなところでは、その人にとって一番良い介護サービスを提供したい、ということになると思います。介護施設や介護事業所の現場で働く方のほとんどは、市の介護保険予算のことまでは知らないと思いますので、こういうことを分かってもらうための努力をこの会議に出ている私たちもしていかなければならないと思います。

事務局 現状では、市広報において予算のお知らせをしています。また、毎月実施している新65歳の方への介護保険制度説明会において状況を説明させていただいておりますので、今後も他のメディア等も使いながら周知をしていきたいと考えています。また、介護事業所に対しても給付の適正化などについてお話をしていきたいと考えています。

委員 グループホームについて、他市の方が入所してくることが多く出てきています。地域密着型事業者の認識の甘さで、住所を変えれば入所できるという話をするのがよくあると聞きます。今後、160床の特養の整備がされると、グループホームからそちらに移られる方が出てくると思います。そうすると、グループホームに空きができますので、市外の人を入所させることがもっと増えてくるかもしれません。その分多治見市としての負担も増えてきます。こういったことを、地域密着型サービス事業者に対して説明をしていくこともひとつの手段かなと思います。多治見市で指定を受けている以上、多治見市民を受け入れるという意識を事業者に高めてもらうため、また、市外の人を受け入れる場合にはルールに従いしっかりと事前協議を行うということについて、保険者からもっと説明をしてもらう必要があると思います。

事務局 地域密着型サービス事業所に集まってもらい会議を行うことを考えていますので、そうした場において、今のようなお話をしていきたいと考えています。

委員 グループホームにとっては、定員に空きができることは経営面から厳しいことだと思いますが、ルールに従わず進めていくと後々に自分たちにはね返ってくることだと思うので、事業者にもこの厳しい介護給付費の現状について理解してもらうことは大切だと感じています。

会長 是非こういったご意見を取り入れていっていただきたいと思います。それでは話を戻

しまして、当議案の予算案について他にご意見があればよろしく申し上げます。

委員

歳出のうち、賦課徴収費の委託料について、900万円超の増加はコンビニ収納にかかる経費という説明がありましたが、第1号被保険者の保険料については基本的には年金からの天引きになっていると思います。年金からの天引きができない人でいわゆる普通徴収になっている人は、自分で保険料を納めることになっていると思いますが、そういう人は、今はどこで納付をしているのですか。

事務局  
委員

市内の金融機関や地区事務所で納付することができます。

コンビニ納付をできるようにするために900万円を使って効果がどれほどあるのでしょうか。この金額は毎年必要となるのでしょうか、それとも最初の年だけでしょうか。

事務局

来年度は、システムを構築するための費用としてこれだけの金額が必要となりますが、2年目以降は、そのシステムを維持していくための保守料として年間100万円程が必要となります。

委員  
事務局  
委員  
事務局

普通徴収の方は全体の何%くらいになるのでしょうか。

10%ないくらいだと思います。

その方々は、銀行で納めるよりもコンビニで納めた方が良いという方々ですか。

これは、24時間利用できるコンビニ納付を導入することによる利用者のサービス向上という意味合いが強いです。国民健康保険や市税については、平成23年度からコンビニ納付を導入しており、介護保険料だけ取り残された状態になっています。利用者の利便性を高めるために今回予算計上することになりました。

会長

費用対効果というよりも利便性を重視した予算ということですね。この件に関してや、他の予算案全般について他にご意見はよろしいですか。

—意見なし—

それでは、ただいま審議しました平成25年度介護保険事業特別会計予算案についてご異議はありませんか。

—全員異議なし—

異議なしということで、この案について諮問のとおり答申したいと思います。

本日の議題は以上ということになります。皆様のご協力によりスムーズに議事進行することができました。ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第2回多治見市介護保険運営審議会を終了します。